

## 熊本県地場企業立地促進補助金交付要項

### (趣 旨)

第1条 知事は、先端技術導入等による企業の稼ぐ力の強化を図り、将来の熊本を支える新たな産業を形成するうえで重要と認められる地場企業の県内生産拠点拡大を促進するための助成措置を講じることにより、その立地を容易にし、もって県経済の活性化を図るとともに、雇用機会を確保し県民生活の安定と向上に寄与するために、この要項で指定する事業所を新設又は増設するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場企業 県内に本社を有する企業をいう。ただし、熊本県企業立地促進補助金の対象企業は除く。
- (2) セミコンダクタ、モビリティ、新エネルギー、食品バイオ、IT・コンテンツ関連業 別表1に掲げる日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）で半導体関連、自動車関連、新エネルギー・次世代素材関連、食品バイオ関連（医療、健康、農業等）、IT・コンテンツ関連の業種のことをいう。
- (3) 物流施設関連業 別表1に掲げる日本標準産業分類で物流施設関連の業種のことをいう。
- (4) 研究開発業 別表1に掲げる業種及び一般製造業のうち、研究開発施設又は研究開発分野を設置することをいう。
- (5) 一般製造業 日本標準産業分類に掲げる製造業のうち、第2号に掲げる業種以外のものをいう。
- (6) 大規模投資企業 第2号から第5号に掲げる業種で、大規模な投資雇用効果が見込まれ、本県産業の中核となり得る企業をいう。
- (7) 事業所等 第2号から第5号に掲げる業を営むための事業所及び工場をいう。
- (8) 固定資産 事業所等に必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産をいう。ただし、土地を除く。
- (9) 投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額とする。
- (10) リース資産 第8号の固定資産を法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引により導入するものをいう。
- (11) 投下リース資産額 前号のリース資産における消費税を含まない固定資産台帳の取得価額をいう。
- (12) 投下固定資産額等 第9号の投下固定資産額と前号の投下リース資産額の合計をいう。
- (13) 新規雇用者 事業所等の操業開始に伴い、当該事業所等に新たに従事する者（日々雇い入れられる者を除く。）をいう。
- (14) 正社員 前号の新規雇用者のうち、労働基準法第14条に規定する労働契約において期間の定めのない常用従業員をいう。
- (15) 非正規社員 第13号の新規雇用者のうち、前号の正社員を除く者をいう。
- (16) 新設 地場企業が当該事業所等の敷地以外で、かつ、県内に新たに事業所等を設置すること、又は新たに当該事業所等と異なる業種の独立した事業所等を県内に設

置することをいう。

- (17) 増設 地場企業が製造等の能力を増加させるための事業所等を県内に設置することをいい、新設以外のものをいう。
- (18) 経営力向上計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第1項の規定に基づき作成した計画であり、主務大臣の認定を受けたものをいう。
- (19) 先端設備等導入計画 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第1項の規定に基づき作成した計画であり、市町村の認定を受けたものをいう。
- (20) 労働生産性向上目標 経営力向上計画における経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標に記載した伸び率、又は先端設備等導入計画における先端設備等の導入による労働生産性向上の目標に記載した伸び率をいう。
- (21) 操業開始期日 第4条に基づく認定を受けた日又は用地を取得した日のいずれか遅い方（以下「認定等の日」という。）から、新設の場合は5年を経過する日、増設の場合は3年を経過する日のことをいう。
- (22) ブライト企業 ブライト企業認定事務実施要綱に基づき、熊本県がブライト企業として認定した企業のことをいう。
- (23) 新規設立企業 経営の実績が無い場合、第18号の経営力向上計画及び第19号の先端設備等導入計画の策定ができない企業をいう。
- (24) 大企業 第18号の経営力向上計画及び第19号の先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者等の規模に該当しない企業をいう。

（補助対象企業）

第3条 補助の対象となる企業は、次の第1号から第4号に定める要件のいずれかを満たし、かつ、第6号及び第7号に定める要件を満たす事業所等を新設若しくは増設しようとする地場企業、又は次の第5号に定める要件を満たし、かつ、第7号に定める要件を満たす事業所等を新設若しくは増設しようとする地場企業とする。

- (1) セミコンダクタ、モビリティ、新エネルギー、IT・コンテンツ関連業、一般製造業を営む企業で、投下固定資産額等の合計が3億円以上で、かつ、新設又は増設する事業所において新規雇用者が5人以上であるもの。
- (2) 食品バイオ関連業を営む企業で、投下固定資産額等の合計が1億円以上で、かつ、新設又は増設する事業所において新規雇用者が5人以上であるもの。
- (3) 物流施設関連業を営む企業で、投下固定資産額等の合計が1億円以上で、かつ、新設又は増設する事業所において新規雇用者が5人以上であるもの。
- (4) 大規模投資企業で、投下固定資産額等の合計が500億円以上で、かつ、新設する事業所において新規雇用者が100人以上であるもの。
- (5) 研究開発業を営む企業で、投下固定資産額等の合計が5千万円以上で、かつ、新設又は増設する事業所において新規雇用者が3人以上であるもの。
- (6) 労働生産性向上目標を達成すること。
- (7) 事業所等を新設又は増設する場合は、認定等の日から操業開始期日までに操業が開始されるものであること。

ただし、天災地変（災害対策基本法第97条に規定する激甚災害）により操業に遅れが生じた場合は、操業開始期日を延長できるものとし、その要件は、別表2のとおりとする。

また、ブライト企業に認定されている者は、操業開始期日を延長できるものとし、その要件は、別表3のとおりとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により操業に遅れが生じた場合は、操業開始期日を延長できるものとし、その要件は、別表6のとおりとする。

- 2 前項第1号から第4号までに定める新規雇用者数の要件及び第6号に定める要件について、新規設立企業及び大企業の場合は、新規雇用者数の要件を10人以上とし、第6号に定める要件は問わないものとする。
- 3 第1項第1号から第5号までの新規雇用者数の算定において、事業所等を設置した者が50%以上出資している法人等により当該事業所等の操業が行われる場合、同法人等が雇用した者を含む。
- 4 第1項第1号から第5号までの新規雇用者数の算定において、事業所等を設置した者が100%出資している法人等が雇用した者を含む。

(適用事業所の認定の申請)

- 第4条 知事は、新設又は増設される事業所等が前条に該当するときは、当該事業所等をこの要項を適用する事業所等（以下「適用事業所」という。）として認定する。
- 2 前項の規定による適用事業所の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所等の建設工事に着手する30日前までに適用事業所認定申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による認定をしたときは、申請者に対し、適用事業所認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(適用事業所の指定の申請)

- 第5条 前条による適用事業所の認定を受けた申請者は、事業所等の操業開始日の30日前までに適用事業所指定申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に対し、適用事業所指定書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(事業開始の報告)

- 第6条 前条第2項の適用事業所指定書の交付を受けた者は、当該適用事業所の操業開始後10日以内に事業開始報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付対象経費及び補助金額)

- 第7条 補助金の交付対象となる経費は、第4条第1項の認定を受けた申請者が、事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額等とする。なお、補助金の交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第4条第3項の適用事業所認定の日から第6条の操業開始日までの間であるものに限る。
- 2 補助金の額は、事業の区分並びに投下固定資産額等及び新規雇用者の規模に応じ、別表4で定めるところにより算定した額とし、千円未満の額は切り捨てる。
  - 3 前項により定められた補助金の額のうち、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域の区域内、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域内、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域内に、事業所等を新設又は増設する地場企業にあっては、別表4中の新規雇用者分の額に1.5を乗ずるものとする。
  - 4 新規雇用者のうち、熊本県に県民税を賦課徴収されていない者にあつては、別表5の補助金の額の算定に用いる新規雇用者数から除く。

(補助金の交付申請)

- 第8条 規則第3条第1項の申請書は、別記第6号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、事業実績報告書（別記第7号様式）とする。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、当該適用事業所の操業開始後1年以内とする。  
ただし、スモールスタート研究開発業で、事業所等の年間賃借額への補助を伴うもの  
にあつては、第1項の申請書の提出期限は、初年分にあつては操業開始日から1年を経  
過した日から14日以内、2年目分以降にあつては、当該初年分提出期限に対応する日  
以内とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、補助金額を確定するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、補助金交付決定及び額の確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。
- 3 第1項の補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して交付することができる。
- 4 申請者が前項の規定により定められた期間内において、適用事業所を廃止したときは、当該廃止した年度以後の補助金の交付を行わないものとする。
- 5 申請者が第3項の規定により定められた期間内において、適用事業所を休止したときは、当該休止した年度以降の補助金の全部又は一部の交付を行わないことができる。

（補助金の請求等）

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

（補助金の返還等）

第11条 知事は、適用事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 操業開始後2年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第2項に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財 産 名	財産の処分を制限する期間
第2条第8号に規定する固定資産	それぞれの減価償却資産としての耐用年数

（証拠書類の保管期間）

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とする。

（雑 則）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行日等）

- 1 この要項は、平成24年1月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。  
（グリーン関連業に係る特例措置）

- 2 別表3中にあるグリーン関連（新エネルギー・省エネルギー関連のみ）については、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要項は、平成25年5月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

（施行日等）

- 1 この要項は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。  
（グリーン関連業に係る特例措置）
- 2 別表3中にあるグリーン関連（新エネルギー・省エネルギー関連のみ）については、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要項は、平成26年9月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年10月17日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

（施行日等）

- 1 この要項は、平成30年11月1日から施行する。  
（補助対象企業）
- 2 第3条第1項第1号から第4号の規定については、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行日等）

- 1 この要項は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。  
（研究開発業に係る特例措置）
- 2 平成31年（2019年）4月1日から平成33年（2021年）3月31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため適用事業所の認定を受け、かつ、操業を開始した研究開発業を営む企業の場合にあっては、第3条第1項第5号中「5千万円以上」とあるのは「1千万円以上」と読み替えるものとする（以下、「スモールスタート研究開発業」という。）。ただし、限度額（1億円）を超える場合は、この限りではない。
- 3 前項に該当し、かつ、事業所等の年間賃借額への補助を伴う企業の場合にあっては、第11条第1項第1号中「2年以内」とあるのは「5年以内」と読み替えるものとする。
- 4 別表4中にあるスモールスタート研究開発業については、平成33年（2021年）3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行日等）

- 1 この要項は、令和2年（2020年）8月28日から施行し、令和2年（2020年4月1日）から適用する。  
（新型コロナウイルス感染症拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰に係る特例措置）

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰を行う場合において、令和2年（2020年）4月7日から令和3年（2021年）3月31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため適用事業所の認定を受けた企業について、その補助要件、補助金の算定方法等については、別表5で定めるところにより算定した額とする。
- 3 別表5については、令和3年（2021年）3月31日限り、効力を失う。

#### 附 則

（施行日等）

- 1 この要項は、令和3年（2021年）4月19日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。  
（研究開発業に係る特例措置の延長）
- 2 令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため適用事業所の認定を受け、かつ、操業を開始した研究開発業を営む企業の場合にあっては、第3条第1項第5号中「5千万円以上」とあるのは「1千万円以上」と読み替えるものとする（以下、「スモールスタート研究開発業」という。）。ただし、限度額（1億円）を超える場合は、この限りではない。
- 3 前項に該当し、かつ、事業所等の年間賃借額への補助を伴う企業の場合にあっては、第11条第1項第1号中「2年以内」とあるのは「5年以内」と読み替えるものとする。
- 4 別表4中にあるスモールスタート研究開発業については、令和6年（2024年）3月31日限り、その効力を失う。  
（新型コロナウイルス感染症拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰に係る特例措置の延長）
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰を行う場合において、令和2年（2020年）4月7日から令和4年（2022年）3月31日までに、新たに県内に事業所等を設置するため適用事業所の認定を受けた企業について、その補助要件、補助金の算定方法等については、別表5で定めるところにより算定した額とする。
- 6 別表5については、令和4年（2022年）3月31日限り、効力を失う。  
（「令和2年7月豪雨」で被害を受けた球磨川流域市町村等に立地する企業等の特例措置）
- 7 特例措置の対象の市町村は、八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村（以下、「球磨川流域市町村等」という。）とする。
- 8 令和6年（2024年）3月31日までに、新たに球磨川流域市町村等に事業所等を設置するため適用事業所の認定を受けた企業について、その補助要件、補助金の算定方法等については、別表7で定めるところにより算定した額とする。
- 9 別表7については、令和6年（2024年）3月31日限り、効力を失う。

#### 附 則

（施行日等）

- 1 この要項は、令和3年（2021年）6月24日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

別表1 (第2条関係)

分野	日本標準産業分類			
	大分類	中分類	小分類	細分類
自動車 関連	製造業	プラスチック製品製造業	工業用プラスチック製品製造業	電気機械器具用プラスチック製品製造業
				輸送機械器具用プラスチック製品製造業
				その他の工業用プラスチック製品製造業
				工業用プラスチック製品加工業
			その他のプラスチック製品製造業	他に分類されないプラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業	自動車タイヤ・チューブ製造業
			ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	工業用ゴム製品製造業
			その他のゴム製品製造業	他に分類されないゴム製品製造業
		なめし革・同製品 ・毛皮製造業	工業用革製品製造業	工業用革製品製造業
			その他のなめし革製品製造業	その他のなめし革製品製造業
		窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業	板ガラス加工業
				その他のガラス・同製品製造業
			その他の窯業・土石製品製造業	他に分類されない窯業・土石製品製造業
		金属製品製造業	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	その他の金物類製造業
			金属素形材製品製造業	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
				金属プレス製品製造業
			金属被膜・彫刻業・熱処理業	金属製品塗装業
				溶融めっき業
				電気めっき業
				金属熱処理業
			その他の金属表面処理業	
			ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
		その他の金属製品製造業	金属製スプリング製造業	
			他に分類されない金属製品製造業	
		電気機械器具製造業	産業用電気機械器具製造業	内燃機関電装品製造業
				その他の産業用電気機械器具製造業
電池製造業	蓄電池製造業			
その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業			
輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業	自動車製造業		
		自動車車体・附属車製造業		
		自動車部分品・附属品製造業		
	その他の輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業		
半導体 関連	製造業	生産用機械器具製造業	半導体製造装置製造業	
			フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
		その他の生産用機械・同部分品製造業	真空装置・真空機器製造業	
			ロボット製造業	

				他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
		電気機械器具製造業	電子応用装置製造業	その他の電子応用装置製造業
			その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業
		情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
			電子計算機・同附属装置製造業	電子計算機製造業
				パーソナルコンピュータ製造業
				外部記憶装置製造業
				印刷装置製造業
				表示装置製造業
			その他の附属装置製造業	
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業	電子管製造業
				光電変換素子製造業
				半導体素子製造業
				集積回路製造業
				液晶パネル・フラットパネル製造業
			電子部品製造業	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
				音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業
				コネクタ・スイッチ・リレー製造業
			記録メディア製造業	半導体メモリメディア製造業
			電子回路製造業	電子回路基板製造業
		電子回路実装基板製造業		
		ユニット部品製造業	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	
			その他のユニット部品製造業	
		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
		その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業
新エネルギー・次世代素材関連	製造業	電気機械器具製造業	電池製造業	蓄電池製造業
			その他の電気機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業
		輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業	自動車製造業
				自動車車体・付随車製造業
				自動車部分品・附属品製造業
			その他の輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業
		生産用機械器具製造業	基礎素材産業用機械製造業	化学機械・同装置製造業
			半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	半導体製造装置製造業
				フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
			その他の生産用機械・同部分品製造業	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業	半導体素子製造業		
		液晶パネル・フラットパネル製造業		



			その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
		電気機械器具製造業	電気計測器製造業 その他の電気機械器具製造業	
		プラスチック製品製造業	プラスチック成形材料製造業	廃プラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	その他のゴム製品製造業	再生ゴム製造業
		その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業
IT・コン テンツ関 連	製造業	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
		情報通信業	ソフトウェア業	受託開発ソフトウェア業 組み込みソフトウェア業 パッケージソフトウェア業 ゲームソフトウェア業
		情報処理・提供サービス業	情報処理サービス業 その他の情報処理・提供サービス業	
食品バイ オ関連(医 療、健康、 農業等)	製造業	食料品製造業		
		飲料・たばこ・飼料製造業		
		生産用機械器具製造業	生活関連産業用機械製造業	食品機械・同装置製造業
		電気機械器具製造業	電子応用装置製造業	医療用電子応用装置製造業
			電気計測器製造業	医療用計測器製造業
		業務用機械器具製造業	医療用機械器具・医療用品製造業	医療用機械器具製造業
				歯科用機械器具製造業
				医療用品製造業
				歯科材料製造業
		化学工業	医薬品製造業	医薬品原薬製造業
医薬品製剤製造業				
生物学的製剤製造業				
生薬・漢方製剤製造業				
動物用医薬品製造業				
	その他の化学工業	農薬製造業 試薬製造業		
	その他の製造業	他に分類されない製造業	他に分類されないその他の製造業	
物流施設 関連	運輸業、郵便業	道路貨物運送業		
		倉庫業		
		運輸に附帯するサービス業	港湾運送業	
			貨物運送取扱業 (集配利用運送業を除く)	
		こん包業		
卸売業、小売業	各種商品卸売業 他 各種商品小売業 他	管理、補助的経済活動を行う事業所	自家用倉庫	

別 表 2（第 3 条関係）

操業開始期日を延長できる期間は次のとおり

操業開始期日を延長できる期間	対象地場企業
操業開始期日から最長 1 年間	災害発生日以前に第 4 条に基づく認定を受けており、操業開始期日までに期日延長の申出書（以下「申出書」という。）を提出した企業

- ※ 申出書には、罹災証明書を添付するものとする（罹災証明書の添付ができない場合は、市町村が発行する被災証明書を添付するものとする。さらに被災証明書も添付できない場合は、被災状況等が分かる写真を添付するものとする。）。
- ※ 申出書には、被災した施設又は設備について、工事請負業者や機器保守点検メーカーからの「施設・設備の復旧に要する期間についての証明書（以下「証明書」という。）」を添付するものとする（証明書の添付ができない場合は、施設・設備の復旧に要する期間が確認できる書類を添付するものとする。）。

別 表 3 (第 3 条関係)

操業開始期日を延長できる期間は次のとおり

操業開始期日を延長できる期間	対象地場企業
操業開始期日から最長 1 年間	操業開始期日時点でブライト企業として認定されており、かつ、操業開始期日までに期日延長の申出書（以下「申出書」という。）を提出した企業。 ただし、第 5 号に規定する研究開発業を営む企業は除く。

※ 申出書には、ブライト企業認定書の写しを添付するものとする。

別 表 4（第 7 条関係）

算定方式は次のとおり

補助金額（千円未満は切り捨てる） = ①（投下固定資産分） + ②（新規雇用分）
※ スモールスタート研究開発業にあっては、①に事業所等の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）を含む

事業区分ごとの投下固定資産額・新規雇用者数の基準及び補助金の算定方法は次のとおり

①投下固定資産分の算定方法

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	（投下固定資産分）の算定方式	限度額
セミコンダクタ関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ関連	3 億円 (食品バイオ関連は 1 億円)以上	5人以上	投下固定資産額等 × 3%	1 5 億円
	2 0 億円以上 4 0 億円未満	5人以上 50人未満	投下固定資産額等 × 3%	
		50人以上	20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%	
	4 0 億円以上	5人以上 50人未満	投下固定資産額等 × 3%	
		50人以上 100人未満	20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%	
100人以上	20億 × 3% + 20億 × 4% + (投下固定資産額等 - 40億) × 5%			
研究開発業 （スモールスタート研究開発 業を除く）	5 千万円以上	3人以上 20人未満	投下固定資産額等 × 5%	1 5 億円
		20人以上 50人未満	投下固定資産額等 × 7%	
		50人以上	投下固定資産額等 × 1 0 %	
スモールスタート研究開発業 ※ 令和 6 年（2 0 2 4 年）3 月 3 1 日までに新たに県内に事 業所等を設置して操業が開始 されるもの	1 千万円以上	3人以上	1 投下固定資産額等 × 1 0 % 2 事業所の年間賃借額（敷金、権利金その他これら に類する諸経費を除く）に 1 / 2 を乗じて得た額 （操業開始から 4 年間） ※ 適用事業所の指定を受けた 1 事業所当たりの前 述 2 の賃借額は 3 . 3 m <sup>2</sup> 当たり月額 1 . 5 万円を上限 とし、1 年間の補助額は 1 , 5 0 0 万円を上限とする。	1 億円
物流施設関連	1 億円以上	5人以上	投下固定資産額等 × 3%	1 億円
一般製造業	3 億円以上	5人以上	投下固定資産額等 × 2%	5 億円
大規模投資企業（新設のみ）	5 0 0 億円以上	100人以上	15億 + (投下固定資産額等 - 500億) × 5%	5 0 億円

※ 限度額は、①投下固定資産分と②新規雇用分との合計額とする。

※ 投下固定資産額等とは、投下固定資産額と投下リース資産額の合計をいう。

※ 投下固定資産額等の全て又は極めて高い割合で国の補助金が含まれる場合は、投下固定資産分の補助金は交付しないこととする。

※ 新規設立企業及び大企業の新規雇用者について、研究開発業を除き、表中で「5人以上」とあるものは「10人以上」と読み替えるものとする。

※ 投下固定資産額等、新規雇用者数の要件に加え、労働生産性向上目標の達成が必要。ただし、研究開発業を営む企業、新規設立企業、大企業は除く。

②新規雇用分の算定方法

1人当たりの助成金額（県内居住者のみ）× 新規雇用者数
-----------------------------

雇用に対する助成金は下表のとおりとする。

業種	新規雇用者数	1人当たりの助成金額
スモールスタート研究開発業以外	～49名まで	50万円/人
	50名～99名まで	60万円/人
	100名以上	70万円/人
スモールスタート研究開発業		50万円/人

- ※ 非正規雇用者1人当たりの助成金額は1/2とする。
- ※ 正社員及び非正規社員の新規雇用者数は各々積み上げるものとする。
- ※ 過疎、離島、半島の適用地域への新規雇用分の算定は助成金の5割増とする。
- ※ 補助金の支払いは1認定当たり、単年度3億円を限度とする。

別 表 5（附則「新型コロナウイルス感染症拡大に伴うサプライチェーンの生産拠点等の国内回帰に係る特例措置」関係）

補助要件は以下の（１）（２）いずれかを満たす事業とする

（１）「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」（以下「国補助事業」という）の補助要件を満たす事業 （２）大企業等の生産拠点の国内回帰（部品等調達先の変更等）に伴い、生産ラインの新設・増設等を行う事業
--

※ 補助要件の確認に当たり、第４条第２項に規定する適用事業所認定申請書に、必要に応じて以下の書類を添付することとする。

- ・ 国補助事業の応募申請書の写し
- ・ 国補助事業の要件を満たすことを証する書類（海外生産割合、一国集中度を示す書類等（国補助事業の添付書類に準じる））
- ・ 国内回帰を行う事業であることを証する書類（事業計画書、証明書等）

算定方式は別表４と同様

事業区分ごとの投下固定資産額・新規雇用者数の基準及び補助金の算定方法は次のとおり

①投下固定資産分の算定方法

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	（投下固定資産分）の算定方式	限度額
セミコンダクタ関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ関連	3億円 （食品バイオ関連は 1億円）以上 20億円未満	5人以上	投下固定資産額等×5%	15億円
	20億円以上	5人以上	投下固定資産額等×6%	
一般製造業	3億円以上	5人以上	投下固定資産額等×4%	5億円

- ※ 限度額は、①投下固定資産分と②新規雇用者分の合計額とする。
- ※ 投下固定資産額等とは、投下固定資産額と投下リース資産額の合計をいう。
- ※ 新規設立企業及び大企業の新規雇用者について、表中で「5人以上」とあるものは「10人以上」と読み替えるものとする。
- ※ 投下固定資産額等、新規雇用者数の要件に加え、労働生産性向上目標の達成が必要。ただし、新規設立企業、大企業は除く。

②新規雇用分の算定方法は別表４の②と同様

- ※ 非正規雇用者１人当たりの助成金額は1/2とする。
- ※ 正社員及び非正規社員の新規雇用者数は各々積み上げるものとする。
- ※ 過疎、離島、半島の適用地域への新規雇用分の算定は助成金の5割増とする。
- ※ 補助金の支払いは1認定当たり、単年度3億円を限度とする。

別 表 6（第 3 条関係）

操業開始期日を延長できる期間は次のとおり

操業開始期日を延長できる期間	対象地場企業
操業開始期日から最長 1 年間	令和 4 年（2022 年）3 月 31 日までに操業開始期日を迎える企業のうち、操業開始期日までに期日延長の申出書を提出した企業

- ※ 申出書には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を証明できる決算書等を添付するものとする。
- ※ 申出書には、操業開始までの雇用計画書を添付するものとする。

別 表 7（附則「令和 2 年 7 月豪雨」で被害を受けた球磨川流域市町村等に立地する企業等の特例措置関係）

①投下固定資産分の算定方法

【投資が地域資源の活用又は本県の発展・創造的復興に資する先進的な取組みの場合】

※具体的には、他の地場企業との取引の拡大、環境に配慮した製造装置の導入等を伴う投資

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	限度額
セミコンダクタ関連 モビリティ関連	5千万円以上 20億円未満	2人以上	投下固定資産額等 × 5%	15億円
新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ関連	20億円以上		投下固定資産額等 × 6%	
一般製造業	5千万円以上		投下固定資産額等 × 4%	5億円

【上記以外の場合】

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	限度額
セミコンダクタ関連 モビリティ関連	5千万円以上 20億円未満	2人以上	投下固定資産額等 × 3%	15億円
新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ関連	20億円以上		$20億 \times 3\% + (\text{投下固定資産額等} - 20億) \times 4\%$	
一般製造業	5千万円以上		投下固定資産額等 × 2%	5億円

※ 限度額は、①投下固定資産分と②新規雇用者分の合計額とする。

※ 投下固定資産額等とは、投下固定資産額と投下リース資産額の合計をいう。

※ 投下固定資産額等、新規雇用者数の要件に加え、労働生産性向上目標の達成が必要。ただし、新規設立企業、大企業は除く。

②新規雇用分の算定方法は別表 4 の②と同様

※ 非正規雇用者 1 人当たりの助成金額は 1 / 2 とする。

※ 正社員及び非正規社員の新規雇用者数は各々積み上げるものとする。

※ 過疎、離島、半島の適用地域への新規雇用分の算定は助成金の 5 割増とする。

※ 補助金の支払いは 1 認定当たり、単年度 3 億円を限度とする。